確認 書

令和 年 月 日実施の境界確定協議について、下記事 項につき一切の異議がないことを確認します。

記

1 境界確定場所: 長野市

先

- 2 現地立会いのうえ、公共用財産[市道・認定外道路・水路敷地・河 川・その他官有地] との境界(線)であることを確認したので境界標 を設置すること。
- 3 設置された境界標は、相隣者の共有とし(※1)、毀損したり除去 したりしないこと(※2)。

ただし、工事等のやむをえない事情により抜き取りを行うときは、関 係人に協議の上行うこととし、原因者本人の負担により「境界確定図」 のとおり復旧すること。

- ※1 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するも のと推定する。【民法第229条】
- ※2 ・・・、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以 下の罰金若しくは科料に処する。【刑法第261条】

境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の 境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以 下の罰金に処する。【刑法第262条の2】

上記について確認した。

令和 年 月 日 (住所又は団体名) (氏名)